

野菜・花き・果樹・きのこ等の栽培を 始めたい、規模拡大を図りたい

農業・林産物生産者の組織する団体（任意組織、法人、JA等）が園芸作物・特用林産物等の新規栽培や規模拡大を行う場合、支援しています。

○園芸特産重点強化整備事業（市町村振興総合補助金（地域振興課））

事業実施主体	内 容	補助率
<ul style="list-style-type: none">・農業協同組合・全農宮城県本部・農業法人・特定農業団体・農協園芸特産関係部会・任意組合（3戸以上）	<p>【事業対象品目】 「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」に掲げる重点振興品目</p> <p>【事業内容】 生産の低コスト化及び高付加価値化並びに契約取引の推進等により、産地の構造改革を実施し、園芸特産物の生産・出荷拡大を図るために必要な施設・機械等の整備</p> <p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none">① 栽培用施設・附帯設備、育苗施設・機械② 省エネルギー化機械・装置③ 低コスト化機械・装置④ 高品質安定生産機械・装置⑤ 農産物被害防止機械・装置⑥ 選別・調整、加工用機械・装置⑦ その他園芸振興において特に必要な機械⑧ 産地強化の体制整備及び販売促進に向けた取組に必要な経費	補助対象事業費の1/3以内 (補助金が500千円以上の事業が対象)

○ 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金（林業振興課）

事業実施主体	内 容	補助率
中核森林組合、林業者等の組織する団体、地域材を利用する法人 等	<p>【事業内容】 特用林産物の生産基盤の強化や作業の効率化等特用林産物の活用体制の整備を行う。</p> <p>【補助対象】 特用林産振興施設等の整備</p> <p>【主な事業要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1事業費はおおむね 300 万円以上であること。 ・ 受益範囲において、当該特用林産物の生産量もしくは生産性、生産コストの目標が原則として都道府県の目標値以上であること。 ・ 5 年以上の期間、地域の木材を年間概ね 100 m³ (竹材は概ね 30t) 以上利用する木材安定取引協定を締結すること。 	補助対象事業費の 1/2 以内

○園芸作物サプライチェーン構築事業（園芸推進課）

事業実施主体	内 容	補助率
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産者、実需者、又は流通業者、関係機関で構成されるグループ ・ 上記グループの構成組織（※） <p>※農業法人、3 戸以上の農家で組織される組織、農業協同組合、全国農業協同組合連合会宮城県本部、実需者、流通業者（みなし大企業を除く）</p>	<p>【事業内容】 地域農業を牽引する生産者、実需者又は流通業者、関係機関で構成されるグループがサプライチェーンを最適化する取組とあわせた生産拡大を通じて、競争力の高い園芸産地を形成するための推進事業や施設、機械の取得・整備の支援。</p> <p>○連携推進費：グループが認定を受けた「園芸作物サプライチェーン強化計画」に基づき行う推進活動費（栽培研修会開催経費等）</p> <p>○体制整備費：「園芸作物サプライチェーン強化計画」に基づき、グループの各構成機関等が整備・導入する施設・機械導入経費</p>	<p>○連携推進費： 定額補助（補助上限額 2,500 千円以内）</p> <p>○体制整備費： 補助対象事業費の 1/2 以内 (補助上限額 25,000 千円以内)</p>

	<p>【主な事業要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ及びその構成機関が取り組む、最長 2か年分の「園芸作物サプライチェーン強化計画」の認定（※）を受けること。 <p>※計画採択要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象品目が「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」に掲げる重点振興品目であるか、今後において重点品目に指定される見込みがある、有望品目であること。 ・計画実施後、目標年次（最長 3 年後）までに生産量及び販売額が基準年度比 110%以上かつ 1,000 万円以上増加すること。 ・目標年次の販売数量のうち、契約販売の比率が 10%以上となること。 ・事業期間内の総事業費が概ね 1,000 万円以上であること。 	
--	---	--

○強い農業づくり総合支援交付金 [産地基幹施設等支援タイプ]
(園芸推進課)

事 業 目 的	内 容	補 助 率
産地競争力の強化	<p>消費者・実需者のニーズに対応した安定供給体制の構築及び生産・流通コストの低減を図るための生産技術高度化施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設等の整備（野菜・果樹・花き）</p> <p>※ 総事業費が50,000千円以上のもの。</p> <p>※ メニューごとに定められた要件を満たすこと。</p>	補助対象事業費の1/2以内

- ※ なお、強い農業づくり総合支援交付金 [産地基幹施設等支援タイプ] は、水稻・麦・大豆等の土地利用型作物や畜産物の生産・加工に関する施設整備等の対策を含めた、国の交付金です。
- ※ 市町村を通じた事業実施が基本となります。

○産地発展促進事業 (園芸推進課)

事業実施主体	内 容
宮城県内の農業協同組合、集落営農組織及びその他の営農集団 (事業内容の③のみ農業法人も対象)	<p>みやぎ園芸特産振興戦略プランで定める県戦略品目の産地発展のために必要な機械・施設の整備や体制整備の取組等に要する経費を補助するもの。</p> <p>①整備事業 装置、機械及び施設等の導入経費 補助率：1/2以内 補助上限：8,000千円</p> <p>②推進事業 ①と併せて実施する体制整備及び販売促進に向けた取組等の経費 補助率：定額 補助上限：500千円</p> <p>③ばれいしょ種苗費（新規作付分のみ） 補助率：1/2以内</p> <p>※これまでの経営面積で最も多い栽培面積から新たに増加させる栽培面積が対象。</p>

野菜、果樹の価格が低落した時の 補償制度に加入したい

野菜・果樹農家が安心して生産できるよう、価格変動による経営への影響を緩和するため、「青果物価格安定制度」があります。

詳しくは、公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会にお問い合わせください。(JA全農宮城県本部園芸・生産振興部内 電話: 022-283-5130)

項目	内容
補償の対象となる品目	<p>原則として「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」に掲げる重点振興品目（県戦略品目と地域戦略品目）を対象とします。</p> <p>①県戦略品目（県全体の基幹品目として産地化されており、今後、更に産地の拡充を図る品目）15品目 いちご、きゅうり、トマト、ミニトマト、ほうれんそう、ねぎ、曲がりねぎ、こねぎ、たまねぎ、キャベツ、えだまめ、レタス、せり、日本なし（幸水、豊水、新高）、生しいたけ</p> <p>②地域戦略品目（地域の特色を生かし、地域農業の活性化のために重点的に推進する品目）等 22品目 そらまめ、なす、つぼみな、かぼちゃ、スイートコーン、はくさい、しゅんぎく、こまつな、ゆきな、みずな、にら、チンゲンサイ、つるむらさき、ブロッコリー、だいこん、にんにく、ズッキーニ、ピーマン、えのきたけ、なめこ</p>
補償対象となる条件	<p>①生産者の委託を受けて農協がJA全農みやぎを通じて出荷販売したものであること</p> <p>②無条件委託販売であること</p> <p>③販売代金の精算が共同計算方式であること 他</p>
補償基準価格	<p>補償基準価格 = 平均価格^(※) × 0.9</p> <p>(※) 平均価格 原則として、品目別、出荷月ごとにJA全農みやぎ取扱実績の最近5カ年の平均価格から、最高・最低価格を除く中庸3カ年の加重平均</p>
補給金交付率	<p>①県戦略品目 85%</p> <p>②地域戦略品目 75%</p>
補給金の交付	<p>J A全農みやぎの月別平均販売価格が補償基準価格を下回った場合に、農協を通じて交付されます。</p> <p>生産者補給金 = [補償基準価格 - 平均販売価格 (最低基準価格が下限)] × 補給金交付率 × 出荷数量 (予約申込数量が上限)</p>
補給準備金の造成	<p>①補給準備金 = (補償基準価格 - 最低基準価格) × 補給金交付率 × 予約申込数量</p> <p>②概算造成額：当初の資金造成は①の40%を概算造成</p> <p>③負担割合：生産者40%，JA全農みやぎ10%，県30%，市町村20%</p>

お問い合わせ先・相談窓口

・宮城県農政部園芸推進課流通ビジネス班 e-mail: engei-ryutsu@pref.miyagi.lg.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話: 022-211-2337